

「社会学を基盤にした新しい専門職」問題を

ソーシャルワーク論の視点から考える

江原由美子
横浜国立大学

About an Issue of New Professionals Based on Sociology

-From a Perspective of Social Work-

Ehara Yumiko

Yokohama National University

1 はじめに—テーマセッションにおける議論について

2017年11月4日、日本社会学会第90回大会において、テーマセッション「社会学を基盤にした新しい専門職の可能性」が開催された。本稿は、その時出された問題を引き継ぎ、考察するものである。まず本節では、問題提起とそれに関する各報告の主な論点を簡単にまとめ、さらにそれら報告の相互関係を整理するとともに、本稿で議論する主題を明確にすることとする。

まず問題提起から。江原は、『理論と方法』誌上において、大学で社会学を学んだ卒業生の中に、対人支援職に就く者が一定いるけれども、現在の専門的対人支援職は心理職と福祉職にほぼ独占されており、社会学卒業生が専門的資格を持とうとするとどちらかの資格を取り直さなければならないこと、そうでない場合は専門的知識を持たない「素人」として位置づけられ、支援現場において知見を活かすことも難しいような権力関係のもとで、低賃金等の悪条件で働かざるを得ないという状況認識を述べ、そうだとすれば、社会学教員はそれを放置してよいのか、社会学が対人支援という職業にとって専門性を有することを明確にし、社会学に基づく対人支援がどのように被支援者にとって有効なのか、あるいは支援のための資源を提供している社会にとって有効なのか等の検討を行うことで、この状況を改善する責任が、社会学教員にあるのではないかと、問うた。その上で、現状社会学畑卒業生が主に就いている対人支援実践は、対人支援職系専門職の二大カテゴリーであるカウンセラーとソーシャルワーカーのいずれにも、現状では当てはまらないことに、最も大きな問題があるのではないかと示唆した(江原 2016)。

この問題提起を受けて、第90回社会学会大会においてテーマセッションが開催され、江原の他、野口報告・横山報告・菅野報告・木下報告の計5報告がなされ、その

後、ディスカッションが行われた。その内容は多様な方向に展開しうる大変興味深いものであったが、ここでは本稿の問題意識に関連する限りで整理し、以下につなげたいと考える。

江原報告は、先の問題提起の構成要素を、状況認識に関連する部分と、理論的検討に関連する部分に分け、状況認識についてはその妥当性を検討すること（社会学科卒業生の中で対人支援職に就いている人やその希望者がどの程度いるのか、現在制度化されている対人支援専門職の中での社会学(卒業生)がどのような位置に置かれているのか等の問いに対する制度及び実態調査、等）が必要だとした。他方において「社会学は対人支援職にとってどのように役立つのか」という問題を理論的検討課題とし、その上で、テーマセッション報告では主に理論的検討を行った。

理論的検討においては、社会学会社会学教育委員会の『社会学教育ってなんだ』(2016)に主に依拠しつつ、社会学教育と対人支援との関連を論じた。まずこれまで社会学には、対人支援専門職の「専門知批判」を主要な主題として対人支援の現場を研究した研究が多く、批判ばかりで実際の支援には役立たないという批判がありうること(崎山2008)を、示した。けれども、他方で、この専門知批判にも通じるような社会批判や社会制度批判こそが、被支援者を支援する上で非常に重要な役割を果たしている場合がある（フェミニスト・カウンセリングや看護職の場合等）ことを示し、支援制度が複数並び立つ中でなかなか十分な支援に結びつかない状況において、「社会学的想像力」を駆使し制度や制度に基づく支援の意義と限界を見据えつつ被支援者に寄り添うことができる社会学的知の有りようは、対人支援活動にとって不可欠な重要な役割を果たしており、被支援者にも役に立つとというのではないかと論じた。

野口報告では、臨床社会学の立場から、「社会学を臨床場面に生かそうとする」看護職従事者も多く、社会学は看護学や社会福祉学と対立するものではないこと、社会学固有の実践的領域は非常に少ないこと、社会学の学問的魅力はむしろ「脱専門化」への社会の動きを理論化できるところにあり、社会学の専門職化はむしろこうした社会学のポジションを困難にする可能性があるとして、専門職化に対して慎重であるべきだという見解が提示された。

この野口報告を江原の論点から整理すれば、野口報告は、江原が理論的検討の問題として整理した論点とほぼ同じ論点を論じているとという。野口報告でも、社会学専門知や社会学教育が、対人支援の現場において有効性を持つと認識されていることが示された。また野口報告の、社会学の学問的魅力が「脱専門化」等の動きを理論化できることにあるという論点は、江原報告においてこれまでの社会学の対人支援研究は主に「専門知」批判に有ったという論点と、呼応するところがある。にもかかわらず、野口報告と江原報告の結論の方向性には違いが出た。つまり専門職化の検討が必要ではないかという江原に対し、専門職化に慎重であるべきだという野口の間の違い

は、一つは、社会学と対人支援職の関わり方を、社会学のどの部分との関係でとらえるかに関する焦点の当て方の相違にあると、言い得るだろう。江原が主に実際に対人支援職に就く卒業生の職業生活の中に問題を見出したのに対し、野口は臨床社会学という学問と対人支援職との関連を主に論じ、専門職化がむしろ臨床社会学のポジションを困難にするという論拠から、専門職化に慎重であるべきだと論じている。また別の視点から言えば、対人支援職において特定の専門的知を相対化しうる力を、実際の対人支援実践においてどの程度必要な能力と考えるかの相違も、両者の結論の方向性の違いを生みだしている可能性がある。江原はその能力を野口報告に比較して対人支援能力としてより重要視しているのに対し、野口はそこに直接的実践能力よりも理論上の優位点を見出していると言い得る。これらの相違は、状況認識の妥当性についての調査研究や対人支援職と社会学の関係についての経験的理論的検討において、さらに議論されるべきであろう。

横山報告と菅野報告は、それぞれ「性暴力被害者支援」「遺伝カウンセリング」という対人支援の場をフィールドにして、社会的知の有効性を論じている。横山報告では、「性暴力被害者支援」の現場は今医療的知が優越している状況があるが、対人支援実践に利用されていないけれども支援に有効な知が社会的知の中にあるのではないかということが、提起された。菅野報告では、「遺伝カウンセリング」の場における様々な困難が提示され、それらの困難に対応する一つの方向性として、ジェンダーや家族社会学をはじめとする社会的知が有効性をもつのではないかと、論じられた。

他方、木下報告は全く方向を変えて、対人支援実践を行う側の社会学徒にではなく、対人支援を受ける側の社会学徒に焦点を当てた。木下報告は、育児という家族内のケアワークを担うことで研究継続が困難になりさらには活動や生活にも困難をきたすような状況が、社会学若手研究者に多々あることを示す。しかも、そうした若手社会学研究者の「研究」時間は「働いている」ことにはならないので、行政の育児支援や保育園等の支援も受けにくい。そうした状況に対し、社会学会は何もしなくてよいのかと、木下報告は問いかける。

この報告は、表面的には、本セッションのテーマから外れているように見える。焦点を当てているのは、若手研究者問題・保育園入園資格問題、ワークライフバランス問題等であり、この水準でとらえる限り、木下報告の論点は、これまで「女性の働き方に関する問題」において論じられてきた問題の枠に、ほぼ入ってしまう。女性の働き方に関する問題に詳しい研究者ならば、「この問題は今に始まった問題ではない。女性研究者は、これまでずっとそういう苦勞をし続けてきたのだ。同じ問題に直面すれば、男性もこれが大問題であることは分かるはず。木下報告は、その意味でこの問題の重要性を指摘しているという意義があると言えるが、本テーマセッションの論点、つまり社会学を基盤とする新しい専門職という問題とは別の問題なのではないか」な

どの印象を受けるだろう。

このように一見、本セッションに無関係に思える木下報告だが、その問題意識には、江原の問題提起と重なっている部分がある。それは、社会学を学んだ学生・院生の、職業生活や家庭生活における諸困難に問題を見出しているということである。そしてその困難が、ケアワークをしていることから生じているということである。つまり育児も対人支援実践も、他者のケアを行うケアワークであるという共通性があり（育児は非市場的労働であり、対人支援実践は多くは市場労働である点で違いはあるが）、ケアワークを行う状況が劣悪であるゆえに、ケアワークを行う者自体が生活困難に陥ってしまっているという状況がある。にもかかわらず、ケアワークや対人支援を一つの専門分野としているはずの社会学者が、身近なこの問題に気付くこともないままに放置している。それでよいのかと、木下報告は問うのである。ここには、ケアに関わる問題が入れ子状に錯綜し問題を構成している状況がある。社会学卒業生が行う職業的・家族役割的対人支援(ケア)、社会学という学問の主題の中にあるケアへの関心、対人支援を行っている者自体の労働条件や生活条件はあまり気遣われないという問題、そしてケアや対人支援に関心を持つ社会学者が、教員あるいは先輩として、卒業生や後輩の大学院生・若手研究者に、本来注ぐべき配慮(ケア)を行っているのかという問いかけである。おそらく育児と研究継続の両立に苦しむ若手研究者の状況は、社会学だけが特別悪条件であるわけではないだろう。にもかかわらず、敢えて社会学の問題として問うたとすれば、ここにはケアとケア従事者に関わる諸問題を自らの研究主題とする社会学者が、身近な場においてその主題に関わる問題がある場合、他の研究主題の研究者以上に敏感にその問題に反応し解決に取り組むべきではないかという、社会学者への倫理的問いかけがあるに違いない。

このような報告の後のディスカッションで出された様々な論点や見解において、筆者が着目したのは、以下の二つである。その一つは、かつて社会学は対人支援専門職と遠い存在ではなく、むしろ社会学科を出ただけで福祉の支援現場や相談の現場に専門的知識を持った者として参入していたという指摘である。現在は、社会福祉士などの国家資格が整備された結果、社会学卒業生は資格がないことになり、専門職ではない「誰でもできる仕事」枠でしか仕事ができない状況になってしまった可能性がある。この指摘は非常に重要であり、問題の歴史的変化については、今後検討を要すると考えられる。二つ目は、ジェンダーに関わる対人支援に関しては、専門職化した方が良いという意見があったことである。ジェンダーに関連する問題は、職場や家族等の親しい者同士の間でも、性別に拠って見方が大きく異なる。性暴力や妊娠出産等、女性の性や生殖に関する選択は、支配的性である男性視点からの見方・評価にさらされやすく、女性自身の経験や感情に基づいて行うことが困難になっている。それゆえ、単に既存の法律や制度、社会規範や常識、医療知識等の提供では、十分な支援ができ

ない。実際、本セッションの横山報告も菅野報告も、ジェンダーに関連した領域での相談現場をフィールドにしていた。そうした場においては、他の場よりも、社会学やジェンダー研究等の知見の有効性が高い可能性がある。

これらの見解や論点を踏まえてこの問題をどのように展開していくべきだろうか。状況認識の妥当性については、調査やデータが不可欠である。したがって、それは今後の課題となる。理論的妥当性については、昨年テーマセッションの江原報告では、主として社会学の側から、社会学が対人支援実践に役立ちうるのかどうかを検討したに留まり、対人支援実践職や支援活動が歴史的に社会学とどのような関係にあったのかについては、未検討だった。ゆえに以下では、ソーシャルワーク論に焦点を当て、それがどのような対人支援実践論を展開しているのかを検討し、社会学との関連性を検討することにする。その上で、社会学会テーマセッションにおいて出されたいくつかの疑問や課題に対し、可能な範囲で検討することにする。

2 ソーシャルワークとは？

まず、最初の問題提起において提示した整理を再提示することからはじめよう。江原は、対人支援職に就いている社会学卒業生がその専門性を全く評価されていない現状を、以下のように分析した。

相談援助職は、これまで、カウンセラーとソーシャルワーカーという二つの系列に分けられてきた。カウンセラーとソーシャルワーカーの違いは、扱う悩みや不安の違いにあり、カウンセラーがこころの問題、つまり目に見えない不安や悩みを、本人が解決、あるいは克服していくヒントを与えていくのに対し、ソーシャルワーカーは、介護の不安や経済的不安等具体的な目に見える不安や悩みを解決する情報を提供する、あるいは解決できる機関・人物につなげていくことを、仕事にする。前者には公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格である臨床心理士という資格、国家資格である公認心理師等がある。後者は、国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士などの総称として位置付けられている。社会学畑出身の卒業生たちが行っている仕事の内容は、これら二つの系列のうち、後者のソーシャルワーカーに近い。けれども現在ソーシャルワーカーは、「社会福祉士及び介護福祉士法」¹⁾「精神保健福祉士法」²⁾によって定められた資格とほぼ同一視されている。それらの法律において相談援助のクライアントとして想定されているのは、実際には特定の生活問題に限定されている。他方、社会学の卒業生たちががついていることが多い相談援助職とは、そうした問題から外れた、あるいはその周辺にある、多様な問題、多様な相談者を想定した相談事業である。これらの悩みや不安は、社会福祉や介護福祉などと異なり制度的な支援が手薄であるために、「こころの悩み」と区別されないままになっている場合が多い。つまり、社会福祉士や精神保健福祉士以外にも、ソーシャルワークの仕事が必要とされて

いることが社会的に十分認識されていないことが、それらの多様な問題に対処している社会学出身者のソーシャルワーカーとしての専門性を見えないものにしてしまっているのではないか。

このような問題の整理は妥当なのだろうか？本稿では、この問題を検討するために、現代日本におけるソーシャルワーク論を手掛かりとして、以下のような順序で、論じていくことにする。

第一に、ソーシャルワークとは何か、その起源はどこにあるのか、日本社会においては何時ごろどのように導入されたのか、その後どのように展開してきたのかについて、現代日本のソーシャルワーク業界でどのように認識されているのかを、ソーシャルワークに関する教科書を軸に、まとめてみる。第二に、このような日本社会におけるソーシャルワークの現在のあり方について、どのような議論があるのかを、教科書やその他の資料を用いて検討する。第三にそれらの知見に基づき、先述した問題提起における現状認識の妥当性や、今後の方向性等について、論じる。本節では、第一の作業を行う。

「ソーシャルワーク」は、「北米から導入された外来語」である。「日本語に翻訳された最初の頃は、社会事業」と訳されたこともあったが、現在ではそのままカタカナ表記するのが一般的である（野村他 2000：2）。

北米における「ソーシャルワーク」の起源については、通常 1900 年代アメリカのメアリー・リッチモンド(1861～1928)の活動まで遡り記述される。さらにリッチモンドの活動の背景として、イギリスの救貧法やそれを踏襲した 18・19 世紀アメリカにおける救貧政策、また私的慈善団体の活動等があったことが、指摘されるのが普通である（野村他 2000：3）（太田他 2017：25）。

リッチモンドは、民間の慈善組織協会の友愛訪問員を専門家として養成しようと試み、被支援者や家族に対する調査に基づいて、「こころ」と「環境」に働きかけを行う「ソーシャルケース・ワーク」という援助技法・技術を提唱した³⁾。その後「ケースワーク」だけでなく、「グループ・ワーク」「コミュニティ・オーガナイゼーション」等の援助技法・技術が発展し、それぞれ専門援助技法と専門家として「ケースワーク」と「ケースワーカー」、「グループワーク」と「グループワーカー」、「コミュニティ・オーガナイゼーション」と「コミュニティ・オーガナイザー」などと呼ばれ、それぞれが独立した専門職として整備される時代が続いた。その後この専門職の分離的状况に対して、クライアントのニーズや問題に応じてこれらの技法や技術を総合的に使用することの必要性などの理由から、これらの技法・技術の統合の必要性が主張され、これらの総称を「ソーシャルワーク」というようになった。1970 年代以降、統合化に向けたモデルや理論が提唱された（野村他 2000：23-28）（太田他 2017,25-26）。現在の北米

では、ソーシャルワーカーとは、社会福祉系大学院で修士号、博士号を取得し、専門知識・専門技術・専門的価値観を身に付けた者を呼ぶ称号である（野村他 2000：5）。

日本社会にはこの北米の議論は、早くから紹介されたが、浸透しなかった。第二次世界大戦後、福祉法や社会福祉事業法において、「ケースワーカー」や「児童福祉司」「社会福祉主事」などが明記されるようになった。「北米においては人間への普遍的価値に基づいて援助を行う専門家として発達してきたソーシャルワーカーは、わが国では、法律の下で規定された行政職としての職務として位置づけられ」た（野村他 2000：4）。このことは、両国のソーシャルワークやソーシャルワーカーの在り方に大きな相違をもたらした。つまり日本社会においてはまず法があり、法に基づく活動だけが社会福祉実践活動と定義される効果が生まれる。社会福祉事務所や児童相談所といった措置機関における実践や、措置機関から措置を受託する各種社会福祉施設における実践活動だけが社会福祉実践活動と見なされる傾向が強く、社会福祉法の枠の中に位置づく活動以外の活動は、除外されがちになる。

このような言い方は不正確だという批判もあろう。確かに社会福祉士法においては、「社会福祉士」を、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者（略）等との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」と定義されている。つまり、「身体上精神上的の障害」だけでなく「環境上の理由」による日常生活に支障を持つ人にも対応できるのである。またこの業務は、社会福祉士だけが独占できるのではなく、他の者でもできる（社会福祉士は名称独占の資格であるが、業務独占の資格ではない）とされている。それゆえ、本稿で先に述べたように、「社会福祉士」の活動可能分野が既存の福祉分野に限定されているとか、「社会福祉士」等の資格を持つものだけが社会的にソーシャルワーカーと見なされる傾向があるなどという認識は、全く当てはまらないという批判もあろう。むしろ問題は、社会福祉士以外の様々な資格や資格なしで行える業務についている人々が皆ソーシャルワーカーと見なされてしまい、国家資格である社会福祉士がその資格に見合う評価を十分得られていないことにあるのだという批判もあるだろう。

けれども、このような問題認識も、実のところ、同じ問題、すなわち日本社会においては、ソーシャルワークの専門職としての技法の価値やその意義がほとんど根付いていないという問題から生じているのではなかろうか。ソーシャルワークの意義が日本でほとんど定着せず、唯一「社会福祉士」の国家資格化だけが、ソーシャルワークの日本社会への定着のきっかけになると認識されているような状況の中では、ソーシャルワーカー＝「社会福祉士」という認識が生まれやすいことは、明らかだろう。そして実際の社会福祉士の仕事が、地域包括支援センター等の福祉機関に集中している状況では、ソーシャルワーク＝福祉領域の仕事という認識が定着してしまっても、

当然なのだ。法的定義が何であれ、こうした状況があることが、ソーシャルワークを、複数の福祉関連法に基づく社会福祉活動実践の総称に、ソーシャルワーカーを、社会福祉士法・精神保健福祉士法等によって、大学での指定科目単位等一定の受験資格を持つものが受けられる統一試験合格者に与えられる社会福祉士・精神保健福祉士などの総称に、定義させてしまっていると考えてよい。

3 現代日本におけるソーシャルワークをめぐる議論

ソーシャルワークの、北米と日本とのこのような位置づけの違いは、既に社会福祉分野の調査研究において広く認識されており、そこに何らかの問題点を見出す議論が多く行われている。以下ではそうした議論のいくつかを、ランダムに挙げてみることにする。

論点の一つは、日本におけるソーシャルワークの概念と、北米や国際機関など、その他のソーシャルワークの概念を比較し、その相違を論じることである。多くの議論は、その相違に何らかの改革の必要性を見出し、その必要性を主張するものになっている。

その一つの例は、国境を越えた国際的なソーシャルワーク組織におけるソーシャルワークの定義を紹介し、それと比較した時の日本社会におけるソーシャルワークの位置づけやそれをめぐる議論の限界や問題点を指摘する論である（日和 2016）、（宮嶋 2009）。現在、世界 90 か国が加盟する国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers, 以下 IFSW）が組織されており、日本も加盟している。IFSW は、ソーシャルワークを定義するとともにそれを時代に合わせて改定しており、その定義が日本での議論の根拠となっている⁴⁾。2014 年メルボルン大会において採択された定義は、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知⁵⁾を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける」というものである。その注釈には、ソーシャルワーカーの中心的任務として、「人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向などに基づく抑圧や、特権の構造的原因の探求を通して批判的意識を養うこと、そして構造的・個人的障壁の問題に取り組む行動戦略を立てること」が明記されている。ジェンダーに基づく抑圧からの解放や人々のエンパワメントがソーシャルワーカーの中核的任務に含まれていることには、注意すべきだろう。

このような国際的定義と比較した時、日本社会におけるソーシャルワークのありかたが批判的に考察されることになる。その論点は、（1）国際的定義ではソーシャルワ

ークは専門職であるが、日本では専門職としては未確立である、(2) 国際的定義では、国境を越えた連帯が強調されているが、日本社会におけるソーシャルワークは、公的な福祉制度を前提とした行政職であり、あくまで国内法の適用範囲である日本国家内の職である、(3) 人権と社会正義を原理とした国際的定義においては、ソーシャルワークの定義において社会変革が強調されているが、日本社会におけるソーシャルワークは、主に制定法に規定された活動を意味しており、任務の構成要素として社会変革は強調されない、など多岐にわかる。

この他、国際比較に基づく日本のソーシャルワーク・ソーシャルワーカー批判には、北米の資格制度や大学教育との比較を行うものや、ソーシャルワークを学ぶ学生の意識の相違を明らかにするのも等がある。

国際的定義や国際比較とは別の論点としては、日本社会における社会福祉施策や社会福祉教育の現状などに問題点を見出し、その解決の方向をソーシャルワーク実践との関連で論じる論点がある。その多くにおいて、背景として挙げられる要因は、急激な高齢化に伴う要介護者の増大とそれに対応すべく対処療法的に拡大した福祉業界である。介護保険制度の確立などで急成長した福祉産業界において、ソーシャルワーカー（ここでは基本的に社会福祉士を意味する）は、表面的にはソーシャルワーカーブームがあるにもかかわらず、アイデンティティを失い、意欲を喪失しかかっている状況があるという。その理由は、そもそも社会福祉士が、資格取得だけを目的とするような粗製濫造的な人材育成を行う社会福祉教育産業によって多く育成されていること、また理念や方法を持たない社会福祉企業のもとで、過酷な業務を強要されていること等にある。また、福祉産業の人手不足から、無資格者の採用も多く行われ、社会福祉士が、介護福祉士やケアマネージャー、ヘルパーなどと区別されないだけでなく、無資格の従事者やその他「自称相談支援活動に関与する人びと」とすら区別されず、社会的にはこれらの人々がすべてソーシャルワーカーと誤解されている状況がある（太田・安井・小榮住 2009: 4）ことも、社会福祉士の意欲を下げている。このような混乱した状況を解決するために、ソーシャルワークの定義や専門性を明確化することが必要だという主張がある（太田・安井・小榮住 2009）（太田・中村・安井 2017）。

同じ現代日本の社会福祉制度に問題を見出しているにもかかわらず、量的拡大による問題に問題を見出すのではなく、制度改革による「措置制度から利用者によるサービス契約への変化」「利用者の自己決定を促す自立支援の技術の要請」「サービス提供組織の多元化・民営化」「地方分権化」「権利擁護の推進者としてのソーシャルワーカーの要請等」の変化に問題の所在を、求める論がある。福祉制度改革によって、これまでの社会福祉士・精神保健福祉士のソーシャルワーカー育成教育では十分養成できない能力が必要になったということを指摘し、新しいソーシャルワーカー制度や、養成教育の在り方を展望する議論である（日本学術会議 2008 : 3）。

他方、社会福祉業界や社会福祉制度の変化に問題を求めるのではなく、広く日本社会の変動の中にソーシャルワークのありかたへの問題提起を見る議論もある。人びとの生活課題の「多様化・拡大化・複合化」が日本社会のソーシャルワークの在り方の見直しを必要としているという議論である。自殺者の増加・路上生活者・ひきこもり・いじめ・不登校・虐待等、現状の人材ではそれに対応できない事態が頻繁に生じている。「したがってこの課題に取り組むためには、生活問題に直面する人々を発見し、相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するとともに、関係する様々な専門職や事業者、ボランティアなどとの連携を図ることで、地域の社会的資源を掘り起こしたり、新たに構築していくと同時に、そうした人々自らの問題解決能力を高めていくよう支援する専門職であるソーシャルワーカーの人材確保が、社会的に強く要請されている」(日本学術会議 2008:2)。分野的にも、社会福祉分野だけでなく、労働・司法・教育等新たな領域でのソーシャルワークが求められるようになってきているという。

これらの様々な議論はいずれも、ソーシャルワーカーの定義やソーシャルワーカー育成の在り方に関する論点に結びつく。専門職や高度専門職等、資格の階層化に関わる論点や、職務内容を一般化するか特殊化するかに関する議論、それぞれ、大学教育と大学院教育とどのように関連させるのか、それぞれの教育内容はより学際化させるのかどうかといった論点が、日本のソーシャルワークをどのような方向にもっていくべきかという論点と密接に関連して、論じられている。

4 「社会学を基盤にした新しい専門職」をどう考えるか？

2節で、最初の問題提起において私は、社会学卒業生が置かれている状況を、「社会福祉士や精神保健福祉士以外にも、ソーシャルワークの仕事が必要とされていることが社会的に十分認識されていないことが、それらの多様な問題に対処している社会学出身者のソーシャルワーカーとしての専門性を見えないものにしてしまっているのではないか」という現状分析を示し、それが妥当と言えるかどうかを、ソーシャルワーク論を追うことで検討するという本稿の目的を提示した。

以下ではこの目的に従って、現状認識の妥当性を検討していく。

日本社会において、ソーシャルワーカーが、社会福祉士法や精神保健福祉士法に基づく国家資格保持者等の総称として用いられていること、あるいはそうした名称使用方法が一般化していることは、ネットなどでのソーシャルワークの定義や説明などで確認できた。

この状況について、日本のソーシャルワークあるいは社会福祉分野において、既定的確な認識と議論があることが、ソーシャルワークのテキストなどで確認できた。そうした認識は、①北米でのソーシャルワークの展開と、日本社会での展開に著しい相違があること、②国際的なソーシャルワークの定義と日本社会においてソーシャルワ

ークを行っているとされる者の活動実態（分野・活動内容等）との間に相違があること等の指摘において、見出すことができた。

このような認識の上で、日本のソーシャルワークの在り方については、さまざまな議論があることが確認できた。それらの議論の多くは、①ソーシャルワークの専門性が十分認識されておらず、国家資格である社会福祉士も、専門職として社会的に十分認められているとは言えない現状があること、②社会福祉分野以外にもソーシャルワークを必要としている分野が広くあるにも関わらず、その部分における人材育成が不十分であること等を、ソーシャルワークの職業教育についての問題としており今後何らかの改善が必要であることを、主張していた。（但し、改善の具体的方向性が全体で一致しているのかどうかについては、確認することができなかった）。

以上のことから、「社会福祉士や精神保健福祉士以外にも、ソーシャルワークの仕事は必要とされているが、そのことが社会的に十分認識されていない」ことは、ソーシャルワークや社会福祉分野においても、広く認識され、問題とされていることが、確認できたと言え得ると考える。けれども、社会学出身者が実際にどのような分野で活躍していることが多いのか、また彼らの対人支援の仕事が、たとえばソーシャルワークの国際的定義に当てはまるのかどうかなどは、調査を必要とする問題でもあるので、ここでは回答を保留することとする。

最後に、本テーマに関わるいくつかの論点について、本稿で考察したことに関わる問題を検討しておく。第一に、ソーシャルワークと社会変革に関わる論点。最初の問題提起において、私は日本でソーシャルワーカーの呼称をほぼ独占している社会福祉士などの仕事の中に、「相談者の状況を社会に向けて明らかにし相談者の生活問題解決に資する政策提言を行うという活動（一種のアドボカシー？）が、仕事内容に含まれていない」ことを問題にした。「社会学を学んだ卒業生の多くは、社会においてまだ解決方法が制度化されていない社会問題領域において、当事者の声を聴き、社会関係調整や情報提供によって解決を図りつつ、その問題の深刻さや解決の重要性を社会に伝える役割を果たしている。」という認識のもとに、この側面が今事実上社会福祉士に独占されているソーシャルワーカーには弱いのではないかと指摘したのである。また「グローバル化や格差拡大等、激動が予想される今日、社会問題分析という専門性に即して相談者の問題を明らかにできるようなソーシャルワークの仕事の確立が必要なのではないか」とも、指摘した。

本稿におけるソーシャルワーク論の検討によって、国際的定義におけるソーシャルワークは、「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」とされていること、また近年のグローバル化に伴い、難民問題など国境を越えた問題への対応が必要とされていること等を知ることができた。つまり、私が問題とした、日本のソーシャルワークには

あまり見られない活動、つまり「既存の社会制度を批判的に検討し社会変革に結びつける仕事」や「国境を越えて問題を分析し解決を志向する仕事」などは、ソーシャルワークの国際的定義の中にすでに規定されていることが分かった。ソーシャルワークの国際的定義には、加盟国である日本のソーシャルワーク業界も同意しているはずである。そうであるならば、日本社会の中でのそうした活動をも、ソーシャルワークとして定義していくべきであるし、そうした活動を行っている人々をソーシャルワーカーと定義する方向で、制度を改善していくべきではなかろうか。仮にこの方向でソーシャルワーク業界が動くのであれば、社会学者も当然協力するべきなのではなかろうか。

第二に、ジェンダーに関わる論点を挙げておこう。社会学出身の対人支援職の人々が特に多いと思われるのが、ジェンダー関連領域であることは、既に指摘した。セクハラ相談・DV被害者支援・性暴力被害者支援、妊娠出産に関わる医療相談、女性研究者支援等、福祉領域以外の労働・医療・法律・教育等の社会領域における相談支援事業は、ジェンダー関連領域で多く行われている。なぜそれが必要かといえば、既存の相談機関ではジェンダー的に構造化された社会に対する批判的視点が弱く、その結果相談者に必要な支援が与えられない可能性が高いからである。社会変革の視点が不可欠であることは、ジェンダー関連の相談支援を考える時、最も明確に明らかになると言い得るだろう。けれども、日本の社会福祉士や精神保健福祉士の試験科目の中には、ジェンダー関連科目はない。このことから、現在日本のソーシャルワーカーを代表する職種である社会福祉士などの業務に、社会変革の視点が弱いということが、再確認できる。日本社会における女性の社会的地位は未だ非常に低いままに留まり、改善の方向が明確でないことは、国際的にも問題視されている。そうした状況を変えるためにも、社会福祉士の養成教育に、ジェンダー関連科目等を加えること等が、検討されてしかるべきではなかろうか？現在のソーシャルワークの今後のありかたに関する議論の中に、ジェンダー視点の必要性に関する指摘をあまり見出すことができなかったことは、大変危惧すべきことだと思う。

「社会福祉士」等既存の資格と、今後のあるべきソーシャルワークとの関連性を整理し、今後どのように制度化していくべきなのか、そのためにどんな方向で問題を提起するべきなのかなどを決定することは、確かに簡単ではない。それゆえ本稿では、社会学がソーシャルワークとどのように関わるべきか等の具体的な問題については、議論できなかった。近未来あるいは既に現在において、福祉領域以外の多様な社会領域でソーシャルワークの専門知識や技術が必要とされることは、確かであると考え。それゆえ、日本学術会議の（より多様な人文科学・社会科学の知に基づくより広いソーシャルワーカーの養成が必要だという）提言には、賛同したい⁶⁾。けれども、他方において国家資格である社会福祉士すらその専門性の社会的認知が十分確立していると

は言えない状況で、より広い社会領域における業務や活動にソーシャルワークの定義を拡大すること、さらには専門職養成に必要な科目の範囲を拡大することが、専門性の社会的認知を更に困難にしてしまうのではないかという危惧があることにも、理解できないわけではない。

しかし、既存の資格の評価を維持しようとするのが、資格を持たない人びとのソーシャルワークの意義を否定する方向に働くとするなら、それは、日本社会におけるソーシャルワークの専門性の確立にとっては、むしろマイナスの方向に働く可能性が高いことを、指摘しておくべきだろう。必要なことは、現行の資格制度の改革や改善という問題での方向性の違いを乗り越えて、ソーシャルワークの必要性についての社会的認知を高めるように、協働していくことなのである。

注

- 1) 「社会福祉士及び介護福祉士法」では、社会福祉士を、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう」と定めている。
- 2) 「精神保健福祉士法」では、精神保健福祉士を、「精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十六項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう」と定めている。
- 3) メアリー・リッチモンドの人生と著書、そのソーシャルワークへの意義と貢献については、（小松，1993）を参照のこと。
- 4) 国際ソーシャルワーカー連盟については、日本社会福祉士会 (https://www.jacsw.or.jp/06_kokusai/) や日本精神保健福祉士会 (<http://www.japsw.or.jp/international/index.htm>) 等を参照のこと。
- 5) IFSW のソーシャルワーク 2014 年定義の一つのポイントは、この「地域・民族固有の知」(indigenous knowledge, 在来知という訳語もある)を入れた点にあるという。この「地域・民族固有の知」を入れることは、ソーシャルワークの科学性に関する議論や、

抑圧や差別につながる社会構造を持つ社会における「地域・民族固有の知」とソーシャルワークの関係等、多くの議論すべき問題を含んでいるという。本稿ではこれらの問題に触れることはできなかったが、ジェンダー関連領域におけるソーシャルワークのあり方を考える上で、重要な問題であると思う（三島，2017）。

6) この日本学術会議社会学委員会社会福祉分科会の提言の審議には、社会学者も複数関わっている。

文献

- 江原由美子 2016 「社会学を基盤にした新しい専門職？」、『理論と方法』、数理社会学会機関誌, 31(2)318-321.
- 日和恭世 2016 「専門職としてのソーシャルワークの再検討—専門職の概念に焦点を当てて」、『別府大学紀要』, 57:57-66.
- 小松源助 1993 『ソーシャルワーク理論の歴史と展開』, 川島書店.
- 三島重紀子 2017 『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか—ソーシャルワークのグローバル定義における専門職像』, 勁草書房.
- 宮嶋淳 2009 「国際ソーシャルワークの動向と我が国の課題, — I F S W E ブラジル大会の議論を踏まえて」 『中部学院大学・中部学院短期大学部 研究紀要 第10:101-111.
- 日本学術会議 社会学委員会社会福祉部会 2008 「提言 近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門資格の再編成に向けて」 <http://www.scj.go.jp/>
- 日本社会学会社会学教育委員会 2016 『社会学教育ってなんだ—「社会学分野の参照基準」から考える—』日本社会学会社会学教育委員会 (2013-15) 発行.
- 野村豊子・北島英二・田中尚・福島廣子 2000, 『ソーシャルワーク・入門』, 有斐閣.
- 太田義弘・安井理夫・小柴住まゆ子 2009 「高度専門職としてのソーシャルワーク実践の役割と課題」, 『関西福祉科学大学紀要』, 13:1-18.
- 太田義弘・中村佐織・安井理夫編 2017 『高度専門職業としてのソーシャルワーク』, 光生館.
- 崎山治男 2008 「心理主義と社会批判の可能性—感情を欲望する社会／社会を欲望する感情」, 『<支援>の社会学, 現場に向き合う思考』, 崎山・伊藤・佐藤・三井編, 青弓社.

【編集後記】

『現象と秩序』第8号をお届けします。巻頭の特集「社会学を基盤にした（ソーシャルワーク系）新専門職の可能性」は、第4号掲載の小特集「専門職教育における社会学」の発展企画であり、いずれも、社会学とは何か、という探究の成果であるといえるでしょう。江原論文は、社会変革に志向したソーシャルワークと社会学が協働できる可能性を示唆してくれています。巽論文はその路線が「大学職員の研究者化」のなかで可能となる道筋を示し、木下論文は、社会学系の各学会が若手研究者問題を真剣に考えることが、社会学変革と社会変革の同時達成に道を開くのだ、と主張しているとも読めます。実践的には、いずれもそのとおり、という気がします。もうひとレベル、メタの視点に立とうとするときには、内田隆三の見立てが参考になるでしょう。内田は、「社会学は何かある対象について研究しながら、同時にそういう研究をする自分自身の正当性を問題にし、自己言及をはじめめる・・・(中略)・・・それは社会学が自分で自分を根拠づけようとして、結局、自分を宙吊りにしていく過程」である（『社会学を学ぶ』25頁）と2005年に書きました。根拠付けようとするのが、どうじに、根拠付けの困難を確認する作業にもなる、という見立てを述べてくれていたわけです。それが分かっている、なおも、社会学の根拠付けを志向しつづけるべきか、が21世紀の今、問われているようにも思われます。社会に対して実践的であろうとすればするほど、実践的に関わることが困難であるような存在としての社会というものが見えてきてしまうのが、社会学と社会の関係なのかもしれません。なるべく冷静に、複眼的に考えていきたいと思っています。

付記：本号の特集の関連企画として、第16回日本福祉社会学会大会(2018年6月16日～17日、中京大学)内で、テーマセッション「福祉専門職と社会学」が開催されます。また、松浦智恵美氏の雑誌評論文に関連して、『新社会学研究』合評会 in 東京が6月9日に武蔵大学構内(1号館B1階1001教室=予定=)で開催されます。(Y.K.)

『現象と秩序』編集委員会(2017年度)

編集委員：榎田美雄(神戸市看護大学)、中塚朋子(就実大学)、堀田裕子(愛知学泉大学)

編集幹事：平田菜津子(神戸市外国語大学)

編集協力・印刷協力：村中淑子(桃山学院大学)

『現象と秩序』第8号 2018年 3月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 榎田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074 (榎田研), e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>